

事 務 連 絡
平成 2 9 年 2 月 1 日

各 保 険 医 療 機 関
開 設 者 様

北海道厚生局医療課長

A246 退院支援加算 1 に係る施設基準の取扱いについて（注意喚起）

平成 2 8 年度診療報酬改定に伴い新設された標記施設基準については、「退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること」が要件の一つとして規定されております。このことは、各病棟に専任で配置される看護師又は社会福祉士（「病棟専任者」という。）が、退院支援及び地域連携業務を専従業務とするものであり、その他の業務（看護業務等）を行うことができないことを指しております。

当局が実施する施設基準等の調査において、当該施設基準で届け出ている病棟専任者が、退院支援及び地域連携業務を専従業務とせず、他の施設基準に規定する専任者を兼任している等の下記事例が確認されておりますので、施設基準に規定されている適切な職員の配置について注意喚起します。

つきましては、各保険医療機関において、院内の体制について再度ご確認いただくとともに、適切な職員の配置が出来ない場合には、平成 2 9 年 3 月 1 日（水）までに当該施設基準の変更の届出（又は辞退届）を提出していただきますようお願いいたします。

※本事務連絡は、退院支援加算（1、2 又は 3）の届出保険医療機関に送付しております。

（確認された事例）

- ・病棟専任者が、患者サポート体制充実加算の専任者と兼任している。
- ・病棟専任者が、看護部長等の看護部門の責任者を兼任している。
- ・病棟専任者が、病棟の看護師として看護業務を行っている。

照会先：北海道厚生局医療課

TEL：011-796-5105

FAX：011-796-5133

※既に届出済みの場合は、行き違いとなりますのでご容赦ください

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304 第1号)より抜粋

第26の5 1

退院支援加算1に係る施設基準

(3)退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること。当該専任の看護師又は社会福祉士が配置される病棟は1人につき2病棟、計120床までに限る。なお、20床未満の病棟及び治療室については、病棟数の算出から除いてよいが、病床数の算出には含めること。また、病棟に専任の看護師又は社会福祉士が、退院支援部門の専従の職員を兼ねることはできないが、専任の職員を兼ねることは差し支えない。

イメージ

